

任期付採用職員の募集について

さいたま地方法務局では、下記のとおり育児休業職員の代替職員として、任期付採用職員を募集します。

記

- 1 業務内容
一般行政事務（パソコンを使用した登記事務処理）
（その他、帳簿整理、窓口応対等、一般事務処理）
- 2 採用予定人数
1名
- 3 勤務期間
令和8年4月1日～令和8年9月30日（予定）
*更新の可能性あり
- 4 勤務場所
さいたま地方法務局
さいたま市中央区下落合5丁目12番1号
さいたま第2法務総合庁舎
- 5 給与
月額221,254円～303,179円
（採用前の学歴及び職歴により国家公務員法、人事院規則に基づき決定）
その他諸手当あり（扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等）
※ 扶養手当、住居手当、通勤手当については、採用された日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給を開始します。
- 6 採用形態、身分等
国家公務員法及び国家公務員の育児休業等に関する法律第7条及び人事院規則8-12に基づき、常勤の国家公務員として採用（任期付採用職員）
（注）国家公務員法に基づく守秘義務や兼業制限が適用されます。
応募者が多数の場合早めに締め切る場合があります。
- 7 勤務時間
午前8時30分～午後5時15分
（休憩時間60分を含む。）
- 8 勤務日、休暇
月曜日から金曜日まで（祝日及び年末・年始を除く。）
年次休暇・特別休暇等あり

9 保険等

健康保険及び年金については、法務省共済組合に加入する。

10 応募資格等

- (1) 官公庁又は民間企業の勤務歴（正社員、非常勤問わない。）が5年以上あること
- (2) 満62歳未満であること
- (3) 登記事務に関する知識を有すること
- (4) パソコンの操作ができること
- (5) 次のいずれにも該当しない者
 - 日本の国籍を有しない者
 - 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
 - ・成年被後見人、被保佐人（準禁治産者を含む。）
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者、その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者

11 応募方法

下記連絡先に電話連絡の上、履歴書（顔写真貼付）を3月2日（月）（必着）までに送付してください。

12 選考方法

- (1) 1次選考
書類選考（1次選考不合格者に対しては、書類でその旨を通知し、提出された履歴書を返却します。）
- (2) 2次選考
1次選考合格者に対して、面接試験及び作文試験を実施します。

13 連絡先

〒338-8513

埼玉県さいたま市中央区下落合5丁目12番1号さいたま第2法務総合庁舎
さいたま地方法務局総務課人事係 TEL：048-851-1000（代表）

14 その他

履歴書については、市販の様式で構いません。業務上有用と思われる資格や試験を記載してください。

なお、応募により取得した個人情報、職員採用手続の事務の目的以外に利用することはありません。